

## 第15回要望と回答 ①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	国による調査（セントラル方式）の改善	<p>ラウンド1での国の調査結果は、入札価格算定には活用可能なものの、事業者選定後の詳細調査や設計に繋がらないため、セントラル方式の確立においては、事業に資する調査内容としていただきたい。</p> <p>①風況・海象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WF 認証審査では洋上のデータ（<i>70-ティングライダー</i>又は<i>スキャンングライダー</i>）が必要。また、今後沖合の促進区域が増えていくにつれ、フローティングライダーでの観測が必須となるものの、フローティングライダーの技術（乱流強度計測）が確立されていないことも課題となっており、現在、NEDOにおいて行われている実事業（NEDOの着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風況調査手法の確立） https://www.nedo.go.jp/koubo/FF3_100261.htmlの結果を踏まえ、速やかに確立してもらいたい。</li> <li>国の観測機器について選定事業者への譲渡を検討いただきたい。（同地点での継続観測によるデータ精度向上等）</li> </ul> <p>②海底地盤調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者選定後、速やかに詳細調査に移行できるよう区域の地層分布や物性が網羅できるデータの取得を実施いただきたい。（漁獲等支障物の状況、CPT本数増、ボーリング、室内試験等が必要）</li> </ul> <p>③環境アセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は山形県遊佐町沖にて、セントラル方式の確立に向け、環境アセス現況調査を実施予定であるところ、必要な調査項目については、事前に事業者へのヒアリングがあったものの、完全には受け入れられなかった。そのため、地元から調査要望のあった項目（例えば、海岸の浸食、サケの遡上）などは、別途事業者による追加調査が必要な状況。</li> <li>今後、セントラル方式の確立にあたっては、事業者や地元の意見を踏まえ、確実に合理化（期間の短縮や費用の削減）に繋がるように取組みを進めていただきたい。</li> </ul>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>【①、②風況・海象観測及び海底地盤調査】</p> <p>開発の初期段階から政府が関与し、より迅速・効率的に風況の観測を行う、いわゆる「日本版セントラル方式」の確立に向けて、NEDO「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」を通じて、国内の複数海域において、2022年度まで、風況・気象海象・海底地盤調査等を行い、洋上風力発電設備の基本設計に必要な調査の手法や精度について、整理検討を行っています。</p> <p>【③環境アセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施にあたり、環境保全上の適正な配慮がなされることを確保するため、あらかじめ事業者が環境影響評価手続を義務づけています。</li> <li>風力発電所の場合、出力が5万kW以上のものが第一種事業（環境影響評価法上のアセス手続を必ず実施する事業）、出力が3万7,500kW以上、5万kW未満のものが第二種事業（環境影響評価法上のアセス手続が必要かどうか個別に判定する事業）に規定されています。</li> <li>環境省においては、事業者がアセスメントに必要な調査を実施するという従来の発想を転換する新たな取組として、山形県遊佐町沖における環境調査を実証事業として、今年度から実施しています。</li> </ul>	<p>①、②海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン ③環境影響評価法</p>	<p>①、②現行制度 下で対応可能、検討を予定③検討に着手</p>	<p>【①、②風況・海象観測及び海底地盤調査】</p> <p>ご指摘の風況・海象観測や海底地盤調査等の「日本版セントラル方式」の一環として実施する調査の仕様・手法については、NEDO「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」の中で、産業界にもご参加いただき、整理・検討を行っています。また、フローティングライダーを含む洋上風況調査手法についても、NEDO「着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風況調査手法の確立）」を通じて観測方法や観測データの取扱いについての整理を行っています。これらの結果も踏まえ、「日本版セントラル方式」の確立に向けた検討を進めてまいります。</p> <p>【③環境アセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形県遊佐町沖における実証事業において、環境調査の計画策定やその実施にあたっては、有識者や様々な地域関係者と協議しながら進めております。</li> <li>本実証事業の結果も反映しながら、環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係省庁、地方公共団体、事業者等の連携の下検討してまいります。</li> </ul>	



7	⑤	浮体式洋上風力 の利害関係 者の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮体式洋上風力は主に沖合が対象エリアとなる。案件を形成していくうえで漁業者との関係構築は最初のステップだが、沖合は共同漁業権が存在せず、対象漁協等の利害関係者の特定や浮体式洋上風力の漁獲量等への影響の見積もりが困難。</li> <li>・このため、例えば海域利用のルールを明確化（特定の海域の用途や目的を特定・制限）するなどの対応をお願いしたい。</li> </ul>	<p>経済産業省 国土交通省</p> <p>洋上風力発電事業は、長期に渡って海域を占有する事から、着床式・浮体式の別にかかわらず、漁業者を含む地域と事業者との共生や調和が大変重要となります。そのため、関係自治体や関係省庁と連携し、利害関係者が特定されていると認められる案件について、再生エネ海域利用法第9条において、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者等から構成される協議会を組織し、協議会において協議が調った事項について、協議会構成員に尊重義務をかけ、公募を実施する区域を選定する前に、選定事業者に求める協議会意見をとりまとめております。</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</p>	<p>現行制度下 で対応可/ 検討を予定</p>	<p>共同漁業権が存在しない海域における利害関係者の特定について、引き続き、地域の実情を踏まえ、関係自治体や関係省庁と連携しながら検討してまいります。</p>
8	⑤	FIT制度の運用 見直し	<p>○FIT認定申請期限の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FIT認定申請においては、変圧器設置場所の使用権原や送電線の占用許可、土地の権利者の合意が必要である。（「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について(再生可能エネルギー推進室)」）</li> <li>・洋上風力では長距離の自営線となることも多く、FIT認定申請期限（事業者選定から1年以内）までに許可や合意を得ることは困難である。また、1年以内に得ようとした場合、事業者選定前から多くの地権者と交渉を重ね、合意を得る必要があり、地元への負担にもなる。</li> <li>・現在のFIT認定申請期限は、浮体式（五島）の第3次保証金の期限を踏まえ決定された経緯もあり、着床式では当該保証金の期限である2年にするなどの見直しをお願いしたい。</li> </ul> <p>○使用権原の証拠書類に係る運用見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上風力案件では、風車位置変更（設置前）に伴うFIT変更認定申請において、既に認定済みであり位置を変更しない風車についても使用権原の証拠書類が求められた（FIT認定時(運用変更前)は証拠書類は不要だったもの）。今後の省令改正や運用変更時等は、既に認定済みで変更を伴わない設備については遡って新基準を適用しないような運用としてもらいたい。</li> </ul>	<p>経済産業省</p> <p>再生エネ特措法施行規則第5条の2第2号に基づき設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを求めている。</p>	<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</p>	<p>現行制度下 で対応可/ 検討を予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生エネ特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再生エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。</li> <li>○FIT制度の運用見直し</li> <li>・再生エネ特措法では、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものを確認するため、設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを求めています。</li> <li>・本件要望は再生エネ海域利用法に基づく事業に関するものと認識しており、その場合、通常の案件と異なり、公募選定日の翌日の1年後の日までに申請が必要であることから、再生エネ特措法認定申請時においては、再生エネ海域利用法に基づく公募事業者選定通知をもって、当該海域における権原を有することを確認することとし、陸上における設備に関する土地の権原については求めないことといたします。ただし、再生エネ特措法認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、当該土地の権原に関する書類を申立書とともに、当該土地の所管にある経済産業局へ提出いただく必要があります。</li> <li>○使用権原の証拠書類に係る運用見直し</li> <li>・再生エネ特措法では、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものを確認するため、設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを求めています。</li> <li>・土地の使用権限を持たずに事業を行いトラブルとなるケースもあることから、認定基準を満たしているか確認しているものになります。</li> </ul>
9	⑤	洋上風力に係る、許可漁業の範囲の公表	<p>促進区域指定に関する都道府県からの情報収集に際しての「地域関係者等との調整」にも関連する基本情報の一つでもある漁業権漁業（区画・定置・共同）と許可漁業（知事・大臣）のGIS情報を、新規に水産庁のHPへ掲載、または既に海上保安庁が公開している「海洋状況表示システム：海しる」の漁業権漁業に関するGIS情報に、現在公開されていない許可漁業のGIS情報を追加することにより、風力発電事業者・漁業関係者・地方自治体・国が一体となって、洋上風力の導入促進を図る事を目的とするもの。従って、デジタル社会の基本となる情報（GIS、問合せ部署など）整備を早期に開始することを要望する。</p> <p><a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/attach/pdf/index-81.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/attach/pdf/index-81.pdf</a></p> <p>それぞれについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①区画・定置・共同漁業権の範囲については、海上保安庁の「海洋情報表示システム：海しる」にGISデータが整備されている、また漁業権の免許の状況については、水産庁のHPにて担当部署と漁業権情報（海面）の文章がpdfで公開されており、GIS情報は公開されていないことも承知している。<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gogyouken_jouhou3.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gogyouken_jouhou3.html</a></li> <li>②水産庁が、知事許可漁業の情報を持ち合わせておらず、且つ許可権者たる都道府県への照会を推奨するのであれば、都道府県知事の免許を得ている漁業権漁業区画を公開している「海しる」を所管している海上保安庁または内閣府総合海洋政策推進事務局と共同して照会・情報収集を行い、GISデータの整備を早急に開始することを要望する。操業区域の明確化に関しては、全ての都道府県の操業区域情報のGIS化・収集を行い、隣り合う都道府県の情報と照らし合わせると共に、大臣許可漁業のGISデータを重ね合わせることで可能と考えられる。</li> <li>③、④：大臣許可漁業の許可取得者情報は、「大臣許可漁業の許可に関する情報の公開について」で、公開されていますが、操業区域は緯度・経度の文章による公開であり、GISデータが整備されていないは承知。<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/">https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/</a>従って、②との関連およびデジタル社会の基本となるGIS情報の整備を早急に開始することを要望する。</li> </ul>	<p>農林水産省</p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（令和元年6月）において、「促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査しなければならないこと、（1）当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、（2）地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。速やかに促進区域を指定するため、まずは、上記の（1）及び（2）に関する様々な既知情報を収集する。</p> <p>この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。特に（2）地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保の観点から、一定の期間（3か月程度）を定め、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとする。</p> <p>こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。」と規定されています。</p> <p>なお、漁業権は物権とみなされ、土地に関する規定が準用されていること、また漁業生産力の発展のため沿岸漁場の有効利用を図る必要がある等の理由から、「海洋状況表示システム（<a href="https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html">https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html</a>）」において情報を公開しています。</p>	<p>・海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン</p> <p>・漁業法</p>	<p>事実認識</p>	<p>&lt;①について&gt;</p> <p>御認識いただいているとおり、水産庁では海上保安庁と連携し、漁業権の免許の状況（漁場の位置、漁業（養殖業）の種類、漁場時期、存続期間等）を「海洋情報表示システム（海しる）」（<a href="https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html">https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html</a>）において公開しており、水産庁HPにおいても「海しる」を活用いただけるようリンク先を紹介しているところですが、</p> <p>&lt;②～④について&gt;</p> <p>一般的に、許可漁業は、動力漁船を用いて魚の来遊状況や海洋環境状況に対応しながら臨機応変に場所を移動して操業を行いますので、広い範囲で操業区域が定められており、漁業種類ごとの操業区域は重なっています。</p> <p>・大臣許可漁業につきましては、「大臣許可漁業の許可に関する情報の公開について」（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/">https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/site/</a>）で公開されているように、操業区域の境界の中には県境などが含まれていますが、県境については、海上においては確定的な境界線が定められているわけではないので、緯度経度により明確に座標を定めることができます。このため操業区域についても全体をGIS情報化することはできません。</p> <p>・知事許可漁業につきましても、その操業区域は、県境など緯度経度により明確に座標を定めることができない部分があり、全体をGIS情報化することはできません。</p> <p>このように、漁業に関する許可の操業区域につきましては、GIS情報化は困難です。</p>
10	⑤	太陽光発電に係る、第1種農地の情報提供の拡充や農地ナビの改善	<p>原則として解除は行わないこととされている「第1種農地」のGIS情報を公開し、事業者と農林水産省双方の業務効率化および国土における第1種農地の状況開示など基礎データ公開の充実を目指す。</p> <p>●第1種農地とは「農用地区域内にある農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として農地がどの区分政令で定めるもの」で、具体的には、a.おおむね10ヘクタール以上の規模の団体の農地の区域内にある農地 b.土地改良事業の施行の区域内にある農地 c.傾斜、土質その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると思われる農地 と解釈していますが、定性的な表現が多いため、解除申請などの手続きに進む可能性もあることから、デジタル社会の基本となる情報（GIS、問合せ部署）整備を早期に開始することを要望する。</p> <p>①第1種農地であるか否か、個別具体的な農地転用許可の申請がなされた場合に、当該申請時点における農地の立地状況に基づき初めて判断されるものとの事ですが、事業者と農林水産省双方の業務効率化および国土における第1種農地の状況開示など基礎データの充実を図るべく、早急に、情報収集と経費負担を含め、関係省庁との調整を要望する。</p> <p>②農地ナビにおける表記を、ポイント表示からエリア（ポリゴン）表示へ改良するとともに、農地ナビのデータをEADASなど他システムとのAPI連携を可能とするシステムへのアップグレードを検討いただきたい。このAPI連携システムの実現を図るべく、関係省庁（環境省）と調整（協議）をお願いしたい。</p>	<p>農林水産省</p> <p>①農地転用許可制度においては、具体的な農地転用許可申請があった場合に、その農地の営農条件及び周辺における市街地化の状況など、当該申請がなされた時点における立地状況に基づき、その農地の営農上の優良性に応じて農地を第一種農地、第二種農地、第三種農地等に区分し、当該許可の可否を判断している。</p> <p>②全国農業会議所が運営する「農地情報公開システム」の「全国農地ナビ」の機能は、農林水産省が開発を進めている「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」に移行し、令和4年度から「eMAFF農地ナビ」として運用を開始したところ。</p>	<p>①第4条第6項第1号、第5条第2項第1号</p> <p>②無し</p>	<p>①対応不可</p> <p>②対応</p>	<p>①第一種農地であるか否かについては、個別具体的な農地転用許可の申請がなされた場合に、当該申請時点における農地の立地状況に基づき初めて判断されるものであり、予め固定的に定められているものではなく、その性格上、周辺環境の変化によって常時変わり得るものであることから、予めデータベース等にその情報を搭載することは困難である。</p> <p>②農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）のeMAFF農地ナビにおいて、農地法に基づく農地情報の他、ポリゴンの表示について既に対応済み。また、他システムとの連携については、他省庁システムも含め、API連携等の機能を実現すべくシステム開発を実施中。</p>
11	⑤	ボイラー・タービン主任技術者の資格要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規でバイオマス発電所を建設した場合、プロパー社員がボイラー・タービン主任技術者の資格を取得するまでの期間は、外部から有資格者を招へいすることが必要となる。実際は、電力や重工業会社のボイラー所有会社OB等を採用することとなるが、山間部に立地する場合に常駐勤務可能な方を採用することはかなりハードルが高い状況になっている。</li> <li>・現在、FIT制度により再生エネ関係の設備数が増加していることを受け、電気主任技術者及びダム水路主任技術者については、制度見直しの検討が進められているが、バイオマス発電については、設備数の推移を踏まえ、今後検討とされている。</li> <li>・バイオマス発電についても、ボイラー・タービン主任技術者を採用するハードルが高くなっていること、ダム水路主任技術者と同様、講習制度等により、実務経験年数を補完することが可能と考えられることなどから、実務経験年数の短縮をお願いしたい。</li> </ul>	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法において、事業用電気工作物を設置する場合は、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をするため、主任技術者を選任することを義務づけています。バイオマスを活用した発電設備を含む火力発電設備については、電気主任技術者に加えて、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要です。</li> <li>・ボイラー・タービン主任技術者を選任する場合は、①経済産業大臣が交付する主任技術者免状を有する者か、②自家用電気工作物を設置する者については、経済産業大臣が一定の要件の下で許可を受けた者であることを求めています。①の主任技術者免状は、一定の学歴及び実務経験を有する者が取得できます</li> </ul>	<p>・電気事業法第43条第1項及び第2項</p> <p>・同法第44条第1項第一号</p>	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスを活用した発電設備を含む一定の火力発電所は、公衆災害につながりかねない火災・爆発等のリスクを内包しており、日常の保安業務から、それらのリスクを回避、予防、制御等を行う必要があるため、一定の実務経験によって得られる技能を有したボイラー・タービン主任技術者の選任を求めています。</li> <li>・ただし、出力規模が小さければ、ボイラー・タービン主任技術者以外の者を選任することが可能な経済産業大臣による許可選任制度が活用できますので、最寄の産業保安監督部に相談ください。</li> </ul>
12	⑤	燃料電池アシスト自転車等の実証試験結果を踏まえ、高圧水素タンクを搭載した移動体に係る移動型の消費の規定の整備をお願いしたい。	<p>現在、燃料電池アシスト自転車（従来の電動アシスト自転車の動力源を蓄電池から燃料電池（高圧水素タンク）に置き換えたもの）を製作し、実証試験を行おうとしている。</p> <p>①燃料電池アシスト自転車には、高圧ガス保安法が適用されること、当該法令は定置型の消費施設（工場や研究施設等）を想定しており、燃料電池アシスト自転車に課すことが合理的でない規定（例：火気から5m以上離す、消火設備を設置するなど）が存在する。そのため、公道走行ができず、実証試験に支障をきたしている。</p> <p>②高圧ガス保安法第5条第1項第7号の「貯槽」の解釈において、移動することができる容器からの高圧ガスの充填や消費は、タンクローリーを例に2時間となっている。圧縮水素を充填した容器をFCアシスト自転車に装置した後に、運行までの間にFCアシスト自転車を概ね2時間以上留置している場合、あるいは利用中、例えば食事、レジャーや休憩は、2時間以上放置する場合、保安法上「貯蔵」に該当する。燃料電池アシスト自転車の場合も、解釈上、容器と燃料電池を接続した状態で、消費が間歇的に行われることになる。従って、消費を行わない時間帯を、2時間未満とせざる負えない。しかしながら、今回の大臣特認申請では、運行開始（レンタル開始）から返却までは、消費行為とみなし留置には該当しない、として申請した。解釈などの見直しが必要である。</p> <p>③高圧ガス保安法一般高圧ガス保安則に「充填容器等は40℃を超えてはならない。」という規制が6条第2項、貯蔵、移動の基準に記載されている。容器への充電中は、問われていない。但し、充電が終了しバルブを閉じた時点で、貯蔵扱いになるとされている。昨今の温暖化に伴い気温が40℃を超える場合も想定されるため、実証試験に支障をきたすことが想定される。（本件は2020年7月閣議決定の規制改革実施計画に含まれている）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記実証実験は大臣特認により特定の場所と特定の運用で対応可能であるが、今後の展開を考えれば、高圧ガス保安法の規則に移動型の消費の規定を設けるなど、技術の進展に応じた規制の見直しが必要である。</li> </ul>	<p>経済産業省</p> <p>高圧ガスの保安の観点から、高圧ガスの貯蔵、移動、消費は、技術上の基準や保安上必要な措置に基づき実施する必要があります。</p> <p>ただし、個々の事案について、法令に定める技術上の基準や保安上必要な措置に依ることができない場合であっても、代替措置が講じられるなどして、危険のおそれがないと認められた場合には、例外として実施することができる大臣特別認可制度を設けているところである。</p>	<p>・高圧ガス保安法第15条、第23条、第24条の5；</p> <p>・一般高圧ガス保安規則第18条、第50条、第60条、第99条</p>	<p>検討を予定</p>	<p>燃料電池アシスト自転車は、高圧ガスを容器に貯蔵し、消費しながら移動するものであるため、高圧ガス保安法令における技術上の基準や保安上必要な措置に基づき実施する必要があります。</p> <p>この点、燃料電池アシスト自転車については、実証実験の段階のものであり、他の法律を含め安全性を担保する技術上の基準等がないため（例えば、燃料電池自動車の場合、道路運送車両法の保安基準において安全が担保されているため、貯蔵や消費等の基準から適用除外されている）、現段階では大臣特別認可制度の下、一定の条件を付けた運用となることである。</p> <p>本件燃料電池アシスト自転車については、大臣特別認可制度に基づき、事業者が用いる代替措置でも安全性が認められるかどうか、本年2月、3月に高圧ガス保安協会による特定案件事前評価審査が行われ、その安全性が認められているところであり、今後経済産業省に大臣特別認可申請があれば、その内容を精査し、必要な手続を行うことで実証を進めることが可能になります。</p> <p>今後、実証実験などを通じて、その安全性が確認され実績が積み重ねられていく中で、一定の普及が見込まれるようであれば、安全性の担保に必要な条件や、実際に安全が担保されることの評価ができたものに関して、一般高圧ガス保安規則に新たな燃料電池アシスト自転車の技術基準を追加するなどの見直しを行っていく予定です。</p>